

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

※事業所の移転や加算算定期間に係る届出に伴い、他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

●印は、加算取得（減算解除含む）の場合に必要な書類（加算取下げの場合は不要）

★1) 変更届のご提出前に事前相談が必要です。

なお、区間移転（例：千種区から北区へなど）の場合や、同一事業所番号で複数サービスを実施しており一部のサービスのみを区内移転する場合は、事業所番号が変更となります。変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。変更日のご提出は、変更月の前々月の10日までにお願いします。

★2) 運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいネットをご覧ください。  
★3) 宿泊券を変更する場合は、種簿のわかるものを別に添付いただくか、変更届出書（第4号様式）に種簿根拠をご記入ください。

④(3) ④(4) 信頼買主が変更する場合は、横算の引かれたものを別に添付したうえで、変更届出書（第4号様式）に横算依頼を記入してください。事前相談が必要です。

**★5** 学前相談が必要です。  
過去に補助金を受けて

注1) 代表者の住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。

注 3) 兼務関係の変更により、運営規程が変更となる場合には変更届が必要です。

注 4) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添

注5) 看護職員の変更の場合に添付してください。

注6) R7.3.31までは、感染症予防等の指針及び非常災害の具体的計画の添付でも可。

注 7) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、NAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご活用ください。

注8) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいごネットの

注8) 介護職員処遇改善加算等を算定していく事業所は、NAGOYAかいでネットの  
ください。

注9) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

注 10) その他基準省令確認書類(参考様式46)は、本市が必要と認める場合に添付してください。(様式は必要の都度配布します。)

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。